

大子町パブリック・コメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町民等の町政への積極的な参画を促進するとともに、町の基本的な施策等の策定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民等と行政との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント手続 町の基本的な施策等の策定に当たり、策定しようとする施策等の目的、内容その他必要な事項を公表し、それに対して町民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して、意思決定を行うとともに意見等の概要、意見等に対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 町民等 次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 町内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内の学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害を有する個人及び法人その他の団体

(3) 実施機関 町長（水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な施策等（以下「施策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針等の策定又は改定

(2) 町政に関する基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改定

(3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収

並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改定

(4) 前3号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続を実施することが必要であると実施機関が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱によるパブリック・コメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が緊急を要すると認める場合

(2) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合

(5) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント手続に準じた手続により策定された報告、答申等に基づき決定する場合

(6) 法令により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行う場合

（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、当該施策等を策定する目的、概要を記した資料その他当該施策等を理解するために必要な資料並びに施策等の案に対する意見の提出期間、提出方法及び提出先を併せて公表するものとする。

（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関の担当窓口における閲覧

(2) 町のホームページへの掲載

2 前項の規定による公表をする場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、公表しようとする内容全体の入手方法を明示した上で内容の一部を省略し、公表することができる。

（周知）

第6条 実施機関は、前条に規定する方法により公表を行うときは、事前に次に掲げる事項を町のホームページ及び広報紙への掲載その他広く町民等に周知しうる方法により

パブリック・コメント手続の実施について周知を図るものとする。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 施策等の案の入手方法
- (3) 意見等の提出期間，提出方法及び提出先
- (4) その他実施機関が必要と認める事項
(意見等の提出期間及び提出方法)

第7条 意見等の提出期間は，施策等の案の公表の日から起算して30日以上とする。ただし，実施機関は，緊急その他やむを得ない理由があるときは，当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

3 意見等を提出しようとする個人及び法人その他の団体は，氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，名称，代表者氏名及び所在地。）を明示しなければならない。この場合において，実施機関が町民等であることを示す事項の明示を求めたときは，当該意見等を提出しようとする個人及び法人その他の団体は，これに応じなければならない。
(意思決定に当たっての意見等の考慮等)

第8条 実施機関は，施策等の案に係る最終的な意思決定を行うときは，前条の規定により提出された意見等を考慮するものとする。

2 実施機関は，前項の規定により施策等の案に係る最終的な意思決定を行ったときは，次に掲げる事項を公表するものとする。ただし，大子町公文書公開条例（平成9年大子町条例第19号）第9条各号に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 施策等の案を修正した場合における当該修正の内容

3 実施機関は，意見等を提出した者への個別の回答は行わないものとし，提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめた上で公表するものとする。

- 4 実施機関は、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 5 第5条第1項の規定は、前3項の規定による公表について準用する。

(一覧表の作成等)

第9条 実施機関の課長等は、第4条第1項に規定する施策等の案の公表を行ったときは、速やかにパブリック・コメント手続実施連絡票（別記様式）を総務課長に提出するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定により提出のあった案件の一覧表を作成し、町のホームページにより公表するものとする。
- 3 前項の案件の一覧表には、施策等の案の名称、施策等の案に対する意見の提出期間、施策等の案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、施行の日以後に実施機関が策定する施策等について適用し、施行の際既に意思決定過程にある施策等については、この告示の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この告示の規定に準じた手続を実施するものとする。

別記様式（第9条関係）

パブリック・コメント手続実施連絡票

年 月 日

課 等 名	
課 長 等 氏 名	⑩
施策等の案の名称	
意見の提出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
施策の案の入手方法	
問 合 せ 先	

※総務課使用欄

課 長	課長補佐	課 員
-----	------	-----